

## 条件付き一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事委託 建設工事に関する設計、測量、調査及び監理の委託をいう。
- (3) 一般委託 前号に掲げるもの以外の委託をいう。
- (4) 賃貸借 物品の借入れ及びリースをいう。
- (5) 物品購入 物品の購入、製造、修繕及び売払いに係るものをいう。
- (6) 電子入札 市が行う入札に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）による入札をいう。

### (対象)

第3条 次に掲げるものに係る契約は、入札の方法により締結するものとする。ただし、入札の方法によることが適当でないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 全ての建設工事
- (2) 全ての工事委託
- (3) 予定価格が100万円を超える一般委託
- (4) 予定価格が80万円を超える賃貸借
- (5) 予定価格が150万円を超える物品購入

### (入札参加資格)

第4条 入札に参加できる者（次条の特定建設工事共同企業体を除く。）は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 規則第5条第3項の規定による安城市競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成5

年4月1日施行)の規定により、現に入札参加資格停止措置を受けていない者  
(3) 入札ごとに定める資格を有する者

2 市長は、前項第3号の入札ごとに定める資格を定める場合は、特に必要があると認められるときを除き、建設工事については別表第1に、工事委託、一般委託、賃貸借及び物品購入については別表第2に定める基準によるものとする。ただし、安城市入札審査事務取扱要綱(平成2年9月25日施行)第2条に規定する安城市入札審査委員会(以下「委員会」という。)の議決を経た場合は、これらの基準によらないことができる。

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格)

第5条 入札に参加できる特定建設工事共同企業体は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 構成員(特定建設工事共同企業体を組織する企業をいう。以下同じ。)のいずれもが、前条第1項の入札に参加できる者であること。
- (2) 構成員は原則として2者又は3者とし、それぞれの出資比率は、2者の場合は30パーセント、3者の場合は20パーセント以上であること。
- (3) 特定建設工事共同企業体は自主的に結成されたものであり、構成員は対象工事に係る入札において他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 構成員のいずれかが特定建設工事共同企業体の代表者となるものとし、その者の出資割合が他の構成員の出資比率を下回っていないこと。
- (5) 構成員のいずれもが、当該入札に係る建設工事に建設業法で定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。

(入札の参加申請)

第6条 入札に参加しようとする者は、市長に、次に掲げる書類の提出(電子入札の場合にあっては、電子入札システムによる提出)をしなければならない。ただし、郵便による入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札である場合を除く。)の場合にあっては、第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 条件付き一般競争入札参加申請書
- (2) 予定価格が500万円以上の建設工事にあつては、同種又は類似工事の施工実績の分かる書類
- (3) 建設工事にあつては、主任(監理)技術者等の配置予定者の分かる書類
- (4) 工事委託及び一般委託にあつては、同種又は類似業務の履行実績の分かる書

類

(5) その他市長が必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第7条 市長は、前条各号に掲げる書類により第4条又は第5条に規定する入札参加資格の確認をするものとする。この場合において、市長は入札参加資格を認めるべきかについて、必要に応じて委員会に諮るものとする。

2 市長は、前項の確認をしたときは、前条の規定による申請をした者に対しその結果の通知（電子入札の場合にあっては、電子入札システムによる通知）をするものとする。ただし、前項の確認を開札時にする場合にあっては、その結果の通知は、入札結果の公表に併せて公表することにより行うものとする。

3 第1項の確認をした結果、入札参加資格がないと認めた者に対する前項の規定による通知には、その理由を付すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

2 この要綱は、平成20年12月18日以後に公告する工事について適用し、同日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の別表に定める地域要件の判定については、この要綱の施行の日以後に新たに安城市競争入札参加資格者名簿に登録された業者に対して適用し、同日前に登録された業者については、なお従前の例による。ただし、同日前に登録された業者にあっても、地域要件の変更の判定については、改正後の規定の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月22日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公告する入札について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。
- 2 改正後の条件付き一般競争入札実施要綱の規定は、施行日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の条件付き一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の条件付き一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の条件付き一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。